

令和8年熊本地震に係る被災者支援メニュー 一覧表

(R8.8.28 時点)

水俣市

No	分類	事業名 概要	支援内容	罹災証明の程度別該当状況・助成金額等						担当課・係	直通番号
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊		
1	生活 再建 支援 金	被災者生活再建支援金	自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するために支給します。 世帯人数、罹災証明の程度や今後の再建方法によって支援金額等が異なります。 基礎支援金(基礎):住宅の被害程度に応じて支給する支援金 加算支援金(加算):住宅の再建方法に応じて支給する支援金	基礎 加算	基礎 加算	加算 のみ	基礎 加算 (解体のみ)	—	—	福祉課 総務係	61-1640
2	家屋	住宅の応急修理	住家が大規模半壊または半壊もしくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯に対し、被災した住宅の日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理を支援します。修理前に必ずご相談ください。 ※全壊の住家は、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象になります。	※	757,000 円以内	757,000 円以内	757,000 円以内	367,000 円以内	—	財政課施設マネジ メント係	61-1653
3	家屋	損壊家屋解体工事	災害により発生した損壊家屋等が公費解体の適用を受けられることがあります。 ただし、要件がありますので必ず解体着手前にクリーンセンターへご相談ください。	○	○	○	○	—	—	環境課 環境クリーン センター	62-4101
4	住宅	被災者の住宅支援	住宅に困窮する被災者に、市営住宅を一時的に提供します(使用料免除可)	○	○	○	○	○	○	都市計画課 市営住宅係	61-1621

令和8年熊本地震に係る被災者支援メニュー 一覧表

(R8.8.28 時点)

水俣市

No	分類	事業名 概要	支援内容	罹災証明の程度別該当状況・助成金額等						担当課・係	直通番号
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊		
5	水道 下水道	水道料金及び下水道使用料の減免	熊本地震により住家が一定以上の被害を受けた場合に、水道料金及び下水道使用料を減免します。 なお、減免対象期間は令和8年8月検針分(令和8年9月請求分)です。	○	○	○	○	○	—	上下水道局給水 総務管理室	63-2604
6	合併 浄化 槽	合併浄化槽設置整備補助金事業	過去12年以内に補助金を活用して合併浄化槽を設置したことがある場合、天災等による被害であることが認定されれば、再度、設置に係る補助金の活用が可能です。	○	○	○	○	○	○	環境課 環境衛生係	61-1613
7	手数料	各種発行手数料の免除	罹災証明書又は罹災届出証明書の交付を受けた方で、令和8年熊本地震の被災を原因として行う各種手続に必要な書類に関する手数料を免除します。 (例)印鑑登録及び印鑑に関する証明、住民票及び戸籍の附票の写し、住民票記載事項に関する証明、課税台帳等記載事項に関する証明、固定資産に関する証明、納税証明書その他の書類についても各発行窓口へお問い合わせください。	○	○	○	○	○	○	各証明発行窓口	
8	医療 保険	保険証なしの病院受診	被災により、マイナ保険証等を紛失された方も、受診が可能です。	○	○	○	○	○	○	各医療機関	
9	医療 保険	後期高齢者医療制度の一部負担金(窓口負担額)の減額・免除又は徴収猶予	被保険者又は世帯主が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合は、一部負担金(窓口負担額)の減額・免除又は徴収猶予を受けることができます。 対象となる方は、医療機関の窓口で対象者である旨を申告してください。	○	○	○	○	—	—	市民課 年金医療保険係	61-1633

令和8年熊本地震に係る被災者支援メニュー 一覧表

(R8.8.28 時点)

水俣市

No	分類	事業名 概要	支援内容	罹災証明の程度別該当状況・助成金額等						担当課・係	直通番号
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊		
10	医療 保険	水俣市国民健康保険一部負担金の徴収猶予、免除及び減額	被保険者又は世帯主が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合は、一部負担金の減額・免除又は徴収猶予を受けることができます。	○	○	○	○	—	—	市民課 年金医療保険係	61-1633
11	税	後期高齢者医療保険料の減免	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者(住民基本台帳に記載されている世帯主等)が居住する住宅について著しい損害を受けた場合、保険料の減免があります。	減免割合 全額	減免割合 1/2	減免割合 1/2	減免割合 1/2	—	—	税務課 市民税係	61-1610
12	税	固定資産税の減免	今回の地震により被害を受けた納税義務者が所有する固定資産に課せられた固定資産税についての減免があります。家屋については罹災証明の程度別に減免割合を定めています。	減免割合 全額	減免割合 8/10	減免割合 6/10	減免割合 4/10	—	—	税務課 固定資産税係	61-1620
13	税	国民健康保険税の減免	以下の場合に保険税の減免があります。 ①世帯の主たる生計維持者、または被保険者自身が被害を受けた場合(死亡、重篤な傷病、行方不明) ②世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる場合(前年の所得により減免割合が異なります。) ③居住する住宅に損害を受けた場合(損害の程度により減免割合が異なります。)	減免割合 全額	1/2	1/2	1/2	—	—	税務課 市民税係	61-1610
14	税	介護保険料の減免	被保険者自身、または被保険者の属する世帯の世帯主が、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合、保険料の減免があります。前年中の合計所得金額により減免割合は異なります。	減免割合 1/4・全 額	1/8~1/2	—	—	—	—	税務課 市民税係	61-1610
15	保育	保育料の減免	災害により児童の居住する家屋等が損害を受けた場合、保育料の減免があります。 ただし、損害の程度により減免割合は異なります。	○	○	○	○	—	—	こども子育て課子 育て支援係	61-1660

令和 8 年熊本地震に係る被災者支援メニュー 一覧表

(R8.8.28 時点)

水俣市

No	分類	事業名 概要	支援内容	罹災証明の程度別該当状況・助成金額等						担当課・係	直通番号
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊		
16	保育	教育・保育の認定	火災や風災害などによる家屋の破損の復旧の間、保育所等を利用することができます。	○	○	○	○	○	○	こども子育て課 子育て支援係	61-1660
17	貸付	災害援護資金貸付	世帯主が負傷、または住家や家財に一定以上の被害を受けた場合に貸し付けを受けることができます。 ただし世帯の構成人数に応じた所得制限、貸付上限額があります。 △：世帯主が1か月以上の入院をしたとき、家財の1/3の損害の場合は対象	○	○	○	○	△	△	福祉課 総務係	61-1640